

GCC加盟国向け輸出加工食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、湾岸協力理事会（GCC）に加盟する国（本要綱において「GCC加盟国」という。）に輸出する加工食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）GCC加盟国向け輸出加工食品：我が国から、GCC加盟国のうち別紙 1 に掲げる二国間協議を了した国（本要綱において「輸出先国」という。）に輸出される食品であって、GCCが定める輸入食品の管理に関するガイドライン（以下「GCCガイドライン」という。）における加工食品（Processed Food）の定義に該当する食品（別紙 2 参照。植物検疫証明書及び輸出検疫証明書が発行される食品を除く。）
- （２）証明書：輸出する加工食品に関する衛生証明書
- （３）規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- （４）取扱施設：加工食品を最終加工（単なる保管を除く。）する施設
- （５）輸出者：加工食品を輸出しようとする者
- （６）食品衛生監視票：「食品衛生監視票について」（令和 6 年 8 月 30 日付け健生食監発 0830 第 5 号）に基づく当該取扱施設の食品衛生監視結果

3 証明書の発行要件

証明書は、GCC加盟国向け輸出加工食品及び取扱施設が、次の（１）から（３）の全てに適合している場合に発行するものとする。

- （１）GCC加盟国向け輸出加工食品及び取扱施設が、次の全ての要件を満たすこと。
 - ① GCC加盟国向け輸出加工食品が、GCCガイドラインにおいて、加工食品の衛

生証明書の発行対象に分類されているものであること（別紙1 参照）。

- ② 取扱施設が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく営業許可を有し、又は食品衛生法第57条に基づく営業届出を行っている施設であること。
 - ③ 取扱施設が、食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設であること。
 - ④ GCC加盟国向け輸出加工食品が、食品衛生法第59条第1項又は第2項に基づく廃棄等の措置の対象となっていないものであること。
 - ⑤ GCC加盟国向け輸出加工食品が、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例に基づく、施設の改善命令、許可の取消し又は営業の禁停止を受けている取扱施設が製造・加工したものでないこと。
 - ⑥ GCC加盟国向け輸出加工食品が、取扱施設から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われていることが確認できること。
 - ⑦ 消費期限が設定された食品にあつては、設定された期限内に輸出先国において消費することが困難ではないこと。
 - ⑧ 輸出することのみを目的として製造又は加工された食品にあつては、国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことが説明されること。
- (2) 別紙様式1と添付書類の内容が整合していること。
- (3) 出港前の貨物であること。

4 証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、GCC加盟国向け輸出加工食品の輸出の都度、別紙様式1の申請書に以下①から⑦までの書類を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、規制対策グループに申請すること。なお、①及び②については、3（3）を満たすことが確認できるものであれば、全てを提出する必要はない。
- ① インボイスまたはパッキング・リストの写し
 - ② 船荷証券（B/L）又は航空貨物運送状（AWB）の写し
 - ③ 取扱施設が3（1）の②及び③の要件を満たしていることが確認できる資料
 - ④ 加工食品のパッケージ写真及び商品ラベルの写真並びに取扱施設の

名称・住所が分かる資料

⑤ 輸出することのみを目的とした加工食品の場合にあつては、3（1）

⑧の要件を満たしていることが確認できる書類

⑥ 郵送での受取りを希望する場合は、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

⑦ 輸出者以外が申請を行う場合、別紙様式3の委任状

（2）規制対策グループは、（1）により申請を受けた場合は、提出のあった資料により3の要件に適合しているかを審査する。なお、規制対策グループは、証明書発行申請内容の確認に当たり、必要に応じて、輸出者に対し追加資料の提出を求めることができる。

（3）規制対策グループは、申請内容が3の要件を満たしていると認められる場合は、別紙様式2により証明書を発行する。

5 証明書の交付

規制対策グループは、申請者の選択に従い、次のいずれかの方法により証明書を交付することとする。

（1）規制対策グループの事務所において手交

（2）郵送

6 証明書の返却等

（1）輸出者は、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、証明書が交付されていないときは、別紙様式4を、規制対策グループに提出すること。

（2）輸出者は、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、既に証明書が交付されているときは、速やかに証明書原本を、別紙様式4とともに、規制対策グループに返却すること。この場合において、規制対策グループは、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わない。

7 証明書発行の停止

規制対策グループは、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

- (1) 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ又はその疑いがある場合
- (2) 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者により発行した証明書が適正に使用されないおそれがあると判断される場合
- (3) その他相当の理由があると認められる場合

8 その他

- (1) 輸出者は、証明書を要する加工食品に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前に輸出先国当局に確認すること。
- (2) 輸出者は、輸出先国の食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うこと。

(別紙 1) GCC加盟国のうち、二国間協議を了した国

国名
オマーン国
カタール国

(別紙2) 本要綱に基づく証明書の発行対象となる加工食品

1 GCCガイドライン

GCC Guide For Control On Imported Foods (2016)は、次のウェブサイトにおいて閲覧可能。

<https://faolex.fao.org/docs/pdf/gcc166574E.pdf>

2 加工食品の定義

GCCガイドラインにおける加工食品 (Processed Food) の定義は次のとおり。

「缶詰、調理、冷凍、乾燥、製粉等の加工が行われた食品であって、次のカテゴリーの食品に該当しないもの：肉及び肉製品、魚及び魚製品、乳および乳製品、卵及び卵製品、蜂蜜又は蜂製品」

3 証明書の発行対象となる加工食品

GCCガイドラインにおける加工食品の衛生証明書様式 (Appendix (2) Health certificates Formsの「Template No (1) Health Certificate for Export of Processed Food」) の対象であるとして、同ガイドラインにおける食品カテゴリーと証明事項のリスト (Appendix (5) List of Food Categories and their Certification Requirements) において「Form Number (Suitable health Certificate) according to Annex "2"」欄の「1」に分類されている食品であること（ただし、動物性成分を主原料とする食品など、他の証明書の発行対象となる場合を除く。）。

(別紙様式1)

年 月 日

輸出・国際局長 殿

申請者名

住 所

氏 名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

GCC加盟国向け輸出加工食品に対する衛生証明書発行申請書

下記のGCC加盟国向け輸出加工食品に対する衛生証明書の発行を申請します。

記

1. 運送情報及び製品情報

((1) から (7) まで及び (11) については、日本語及び英語で記載すること。)

(1) 輸出先国の名称

(2) 輸出者 (荷送人) の名称、住所

(3) 輸入者 (荷受人) の名称、住所

(4) 原産国の名称、ISO 国名コード

(5) 目的国の名称、ISO 国名コード

(6) 到着港、国名

(7) 出発港、国名

(8) 輸送手段 (複数選択可)

☐ 航空機 ☐ 船 ☐ 陸路

(9) 輸送番号 (航空便名、船便名、AWB番号等)

(10) 製品の用途 (いずれか1つを選択すること。)

☐直接消費用 ☐加工用 ☐その他

(11) 製品情報（複数の品目を申請する場合には、品目ごとに記載すること。）

①取扱施設の名称、住所

②包装施設の名称、住所 （該当する場合のみ記載）

③製品の保管温度（いずれか1つを選択すること。）

☐室温 ☐冷蔵 ☐冷凍

④商品名及び商品説明

⑤HSコード

⑥ブランド名

⑦製造日

⑧賞味期限・消費期限

⑨包装数

⑩ロット番号

⑪総重量（kg）

(12) 既に発行した証明書を差し替える場合、当初発行の証明書番号及び発行日

2 誓約事項

次の内容を満たすものであることを誓約する。

（1）上記の記載内容が正しいこと。

（2）関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。

（3）輸出する加工食品は、輸出先国が規定する規則等を満たしたものであること。

（4）輸出する加工食品は、安全で人の消費に適していること。

（5）輸出する加工食品は、食品衛生法第59条第1項又は第2項に基づく廃棄等の措置の対象となっていない食品であること。

（6）輸出する加工食品の取扱施設は、日本の衛生管理当局の管理下にあり、HACCP原則に基づく食品安全システムを運用していること。

（7）輸出する加工食品の取扱施設は、食品衛生法もしくは関係法規又は関係条例等に基づく営業の禁停止を受けている施設ではないこと。



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(別紙様式 2)

Health certificate for Export of Processed Food Products

from Japan to _____

1 Consignor (Exporter) Name Address	2 Certificate Reference No. Place of Issue Date of Issue																		
3 Consignee (Importer) Name Address	4 Competent/Certifying Authority Address																		
5 Country of Origin ISO code	6 Country of Destination ISO code																		
7 Producer Name Address	8 Packing Est. (if applicable) Name Address																		
9 Border of Entry/Country of Destination	10 Border of Loading/Country of Dispatch																		
11 Means of Transport/Conveyance ☐ By air ☐ By sea ☐ By road	12 Conveyance Identification No.																		
13 Temperature of Food product ☐ Ambient ☐ Chilled ☐ Frozen	14 Commodities Certified for ☐ Human Consumption Directly ☐ After Further Process ☐ Other																		
15 Identification of the Food Products																			
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">Name & Description of Food</th><th>HS Code</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>Brand Name</td><td>Production Date</td><td>Expiry Date</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>Number of Packages</td><td>Batch/Lot No.</td><td>Total Weight</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		Name & Description of Food		HS Code				Brand Name	Production Date	Expiry Date				Number of Packages	Batch/Lot No.	Total Weight			
Name & Description of Food		HS Code																	
Brand Name	Production Date	Expiry Date																	
Number of Packages	Batch/Lot No.	Total Weight																	
16 Health Attestation • The food product(s) is safe and fit for human consumption. • The food product(s) was handled at an establishment that has been subjected to inspections by the competent authority and/or officially recognized body and implements a food safety management system based on HACCP principles or an equivalent system, and they are certified by nationally accredited certification bodies.																			

Authorized Officer Name & Position

Name of the Responsible Department

Date

Official Stamp

Certificate Reference No.

Name & Description of Food	HS Code	Brand Name	Production Date	Expiry Date	Number of Packages	Batch/Lot No.	Total Weight	Producer		Packing Est.(if applicable)	
								Name	Address	Name	Address

(別紙様式 3)

年 月 日

輸出・国際局長 殿

輸出者名

住 所

氏 名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

委任状

下記の者に対し、GCC加盟国向けに輸出する加工食品に対する衛生証明書発行申請を委任します。

記

代理人名

住 所

氏 名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

輸出者との関係：

(別紙様式4)

年 月 日

輸出・国際局長 殿

申請者名

住 所

氏 名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

GCC加盟国向けに輸出する加工食品に対する衛生証明書発行申請の取消願

下記の申請について、申請を取り消したく提出します。

記

- 1 申請日
- 2 申請番号
- 3 証明書番号 (既に交付されている場合のみ記載し、交付された証明書を添付すること。)